

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十年四月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年九月六日奈良県指令建第一〇〇一五七号

平成三十年一月三十一日奈良県指令建第一〇〇一五七一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年四月三日建第九一五〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市林堂九六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市忍海四六五番地二 サンリットS二〇五号  
林作磨

一 許可番号

平成二十九年十一月二十八日奈良県指令建第一〇〇一三三七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年四月三日建第九一五一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年四月三日建第五四二三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市石川町一七五番の一部、一七七番の一部、一七八番の一部、一八〇番一の一部、一八〇番二の一部、一八〇番三の一部、一八二番一の一部、一八二番二の一部、一八四番の一部、一八五番及び七〇六番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新賀町二二四番地の二

吉田勇作

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 檀原市石川町一八〇番一及び一八〇番三の各一部